

高知市ふれあい市民農園貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者以外の者が、野菜、花等を栽培して自然に触れ合い、農業及び農村地域に対する理解を深め、農作業活動を通じて地域住民との交流により地域を活性化するとともに、中山間地域の遊休農地及び耕作放棄地対策を図るため、高知市ふれあい市民農園（以下「市民農園」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2条 この貸付けの実施主体は、高知市とする。

(貸付対象農地)

第3条 市民農園の所在、地番、面積その他の事項は、市長が別に定める。

(募集の方法)

第4条 市民農園の利用者（以下「利用者」という。）の募集方法は、一般公募による。

(申込みの方法)

第5条 市民農園の利用を希望する者は、市長が定めた募集期間内に、高知市ふれあい市民農園利用申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

(選考の方法等)

第6条 市長は、前条の規定に基づき申込みをした者（以下「申込者」という。）の中から利用者を決定するものとする。

- 2 市長は、申込者の数が募集区画数を上回る場合は、抽選により利用者を決定するとともに、補欠利用者を順位列に数人決定するものとする。
- 3 市長は、利用者の決定に当たっては、公平性に配慮するものとする。
- 4 市長は、前3項の規定により利用者を決定した場合は、高知市ふれあい市民農園利用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 5 前項の規定により、通知を受けた利用者は、市と当該貸付けに係る利用区画（以下「利用区画」という。）の貸付契約（以下「貸付契約」という。）を締結しなければならない。

(貸付期間)

第7条 市民農園の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、毎年4月1日から当該貸付けを開始した日の属する年度の末日までの1年間とする。ただし、貸付期間の途中から貸付けを開始する場合の貸付期間は、貸付けを開始した日から当該貸付けを開始した日の属する年度の末日までとする。

- 2 貸付期間は、更新することができる。ただし、通算で5年を超えることができない。

(貸付条件)

第8条 市民農園の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者は、次条に定める貸付料を市長が定める期日までに納付しなければならない。
- (2) 市民農園での栽培は、原則として無農薬栽培とし、環境保全型農業の取組や食の安全安心に配慮するものとする。
- (3) 利用者は、市民農園において次に掲げる行為をしてはならない。
 - ア 建物又は工作物（トンネルハウス等簡易なものは除く。）を建築又は設置すること。
 - イ 営利を目的として作物を栽培すること。
 - ウ 利用区画を転貸し、又は賃借権を譲渡すること。
 - エ 樹木及び永年性作物を栽培すること（事前に市長の承認を受けた場合を除く。）。
 - オ 利用区画以外への立入り、給水施設（以下「施設」という。）の不正利用、ゴミ投棄、不法駐車等近隣の住民又は他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - カ 廃物、汚物若しくは資材等の農作物栽培に必要な物としない物を搬入し、又は耕土を搬出すること。
 - キ その他市民農園の運営の支障になること。

(貸付料)

第9条 市民農園の貸付料は、1利用区画当たり年額7,500円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸付期間の途中から貸付けを開始する場合は、7,500円に当該開始した日の属する月から当該年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（貸付農地の管理運営等）

第10条 市長は、利用区画及び施設（以下「利用区画等」という。）の適切な維持及び運営を図るため、利用区画等の管理を委託する。

- 2 委託の内容は、利用区画等の維持管理に必要な作業及び定期的な巡回、利用者に対する必要な指示及び指導等とする。

（貸付契約の解除事由）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除することができる。

- (1) 第8条第3号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 利用区画を正当な理由なく耕作しないとき。
- (3) 利用者が貸付契約に違反したとき。
- (4) 市民農園の管理運営上、特別な事情が生じたとき。

（貸付農地の返還等）

第12条 利用者は、貸付期間が終了したとき、又は前条の規定により貸付契約が解除されたときは、遅滞なく利用区画を原状に復し、市長に返還しなければならない。

- 2 市長は、利用者から返還された利用区画の貸付けについては、補欠利用者の順位に従い決定するものとする。

（損害への対応）

第13条 市長は、第8条に規定する貸付条件、第11条に規定する貸付契約の解除又は天災、病虫害、盗難その他の原因によって生じた農産物、器材等の損害又は事故に対しては、その責めを負わないものとする。

- 2 利用者は、自らの責めに帰すべき事由により利用区画及びその周辺の土地を汚染し、又は施設を破損若しくは滅失したときは、自らの負担においてその損害を賠償しなければならない。

（貸付料の返還）

第14条 利用者が既に支払った貸付料は返還しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その全部又は一部を利用者に返還することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により貸付けができなくなった場合
- (2) 市長が相当な理由があると認めた場合

- 2 前項に掲げる貸付料の一部返還の額は、7,500円に貸付けが終了した日の属する月の翌月から当該年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（有益費等の請求権の放棄）

第15条 利用者は、貸付期間が終了した場合又は第11条の規定により貸付契約が解除された場合において、利用区画の改良費等の有益費その他の費用を支出していても、当該費用の償還請求を行わないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、市民農園の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に市から市民農園の貸付けを受けている者の貸付契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行し、この要綱による改正後の高知市ふれあい市民農園貸付要綱の規定は、平成28年9月30日から適用する。

高知市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 (自 宅)
(その他)

高知市ふれあい市民農園利用申込書

高知市ふれあい市民農園を利用したいので、高知市ふれあい市民農園貸付要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 希望する農園

2 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 利用目的

栽培

4 その他特記事項

様

高知市長

高知市ふれあい市民農園利用承認通知書

高知市ふれあい市民農園の利用を承認しましたので、高知市ふれあい市民農園貸付要綱第6条第4項の規定により、次のとおり通知します。

利用者	住 所	
	氏 名	
	農 園 名	
	利用区画番号	
	貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	貸 付 料	
	支 払 期 限	
(注意事項)		
利用者は、市民農園において次に掲げる行為をしてはならない。		
ア 建物又は工作物（トンネルハウス等簡易なものは除く。）を建築又は設置すること。		
イ 営利を目的として作物を栽培すること。		
ウ 利用区画を転貸し、又は賃借権を譲渡すること。		
エ 樹木及び永年性作物を栽培すること（事前に市長の承認を受けた場合を除く。）。		
オ 利用区画以外への立入り、給水施設（以下「施設」という。）の不正利用、ゴミ投棄、不法駐車等近隣の住民又は他の利用者に迷惑を及ぼすこと。		
カ 廃物、汚物若しくは資材等の農作物栽培に必要な物としない物を搬入し、又は耕土を搬出すること。		
キ その他市民農園の運営の支障になること。		